

第1回 子ども未来局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日時 平成30年7月6日（金） 10時00分～10時50分
- 2 会場 本庁舎地下1階 第1会議室
- 3 出席者 （委員）奥野委員長、高原委員、松村委員、中島委員、小田嶋委員、金子委員
（所管課）子ども育成部青少年育成課
（事務局）子ども育成部子育て支援政策課
- 4 欠席者 （委員）相川委員

5 諮問内容と答申結果

[諮問内容]

以下の施設の指定管理者の選考方法案について

- (1) 募集区分1
 - ・放課後児童クラブ（単独型）（8施設）
 - ・児童センター・放課後児童クラブ（併設型）（2施設）
 - ・児童センター・放課後児童クラブ・老人憩いの家（併設型）（7施設）
- (2) 募集区分2
 - ・児童センター（単独型）（2施設）
 - ・放課後児童クラブ（単独型）（16施設）
 - ・児童センター・放課後児童クラブ（併設型）（1施設）
 - ・児童センター・老人憩いの家（併設型）（1施設）
- (3) 募集区分3
 - ・放課後児童クラブ（単独型）（19施設）
 - ・児童センター・放課後児童クラブ（併設型）（2施設）
 - ・児童センター・老人福祉センター（併設型）（1施設）
- (4) 募集区分4
 - ・児童センター（単独型）（2施設）
 - ・放課後児童クラブ（単独型）（19施設）

[答申結果]

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であるとする。

6 議事要旨

さいたま市立児童センター及び放課後児童クラブにおける指定管理者の選定方法等について

【所管課説明概要】

▶ 募集区分

- ・ 複合施設の効果的・効率的な管理運営を行うため、児童センター及び放課後児童クラブと、高齢福祉課所管の老人福祉センター・老人憩いの家を一体的に管理することとする。
- ・ 隣接する行政区を組み合わせることで4つの区分（1：西・北・大宮・見沼、2：中央・桜、3：浦和・南、4：緑・岩槻）に分割することで、民間事業者の参入の可能性を広げるとともに、より効率的にエリア内の施設を把握し、災害等の緊急時に迅速な対応を取れるよう考慮した。

▶ 指定管理者の選考方法

- ・ 公募とする。

▶ 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）

▶ 施設概要

- ・ 児童センターは、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法で定める児童厚生施設である。
- ・ 放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、小学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後及び春、夏、冬休み及び土曜日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図るための施設である。

▶ 指定管理者の業務

- ・ 施設の維持管理に関する業務
- ・ 危機管理に関する業務
- ・ 児童の集団的又は個別的な遊びの指導に関する業務（児童センター）
- ・ 児童の遊びを通じての体力増進の指導に関する業務（児童センター）
- ・ 児童の安全管理、生活指導及び遊びの指導に関する業務（放課後児童クラブ）

など

▶ 申請資格要件

- ・ 「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」で定めている要件
- ・ 事業所がさいたま市内にあること
- ・ 放課後児童健全育成事業の管理運営業務を継続して3年以上実施していること

など

▶ 選定基準

- ・ 当該施設は、児童に育成環境を提供する事業であることから、事業を安全で安定的に行う能力や実績を有しているか、施設の安全管理や緊急時の体制が整っているかを重視した配点とした。
- ・ 児童センターに併設されている老人福祉センター及び老人憩いの家については、保

健福祉局において別途審査を行う。

- ・ 施設使用面積の比率に基づき、得点を算出する。
- ▶ 利用料金制
 - ・ 利用料金制は導入していない。
- ▶ 指定管理料
 - ・ 指定管理料の積算額は、平成31年10月から予定されている消費税の増額を見込んだ額となっている。

【質疑等】

Q 老人福祉施設分の使用面積を按分して足しこむということであるが老人福祉施設と児童センター・放課後児童クラブの指定管理者は別になることはないか。

A 老人福祉施設と児童センター及び放課後児童クラブの施設使用面積の比率に基づき、得点をそれぞれ算出し、合算したものを比較するため、決定するのは1者である。

Q 指定管理料の人件費について、初年度から5年目にかけて増加しているが、この根拠は。

A 人件費については過去の決算額や社会全体の賃金の上昇も踏まえて算出している。

Q 指定期間について、子どもや高齢者等の地域コミュニティの醸成を勘案し、長くできないか。

A 本市の一般的な指定管理期間について、5年が最長となっている。

【結果】

選考方法案に対する異論はなかったため、さいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。

以上